

商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱案（案）

目 次

第1部 運送法制全般について	1
第1 総則	1
第2 物品運送についての総則的規律	1
1 総論	1
2 物品運送契約	1
3 荷送人の義務	1
4 運送賃及び留置権	2
5 運送人の損害賠償責任	2
6 荷受人の権利	3
7 運送品の供託及び競売	3
8 運送人の損害賠償責任の消滅	3
9 不法行為責任との関係	4
10 複合運送	5
11 貨物引換証	5
第3 旅客運送についての総則的規律	5
1 総論	5
2 旅客運送契約	5
3 旅客に関する運送人の責任	5
4 旅客の携帯手荷物に関する運送人の責任	6
第2部 海商法制について	6
第1 船舶	6
1 船舶の所有	6
2 船舶賃貸借	7
3 定期傭船	7
第2 船長	7
1 船長の責任	7
2 船長の職務	8

3	船長の権限	8
第3	海上物品運送に関する特則.....	8
1	海上物品運送契約の当事者.....	8
2	航海傭船	8
3	個品運送	11
4	船荷証券等	12
5	海上運送状	14
第4	海上旅客運送	14
第5	共同海損	14
1	共同海損の成立等	14
2	共同海損の分担	16
3	その他	17
第6	船舶の衝突	17
1	船舶所有者間の責任の分担.....	17
2	消滅時効	17
3	規律の適用範囲	17
第7	海難救助	18
1	任意救助及び契約救助.....	18
2	救助料の額	18
3	債権者間における救助料の割合.....	18
4	船長の法定代理権及び法定訴訟担当.....	19
5	海洋環境の保全に係る特別補償料.....	19
6	消滅時効	20
7	規律の適用範囲	20
第8	海上保険	20
1	保険者が填補すべき損害.....	20
2	告知義務	20
3	希望利益保険	21
4	保険期間	21
5	海上保険証券	21
6	危険の変更	21
7	予定保険	21
8	保険者の免責	22
9	填補の範囲等	22
10	委付	22
第9	船舶先取特権及び船舶抵当権等.....	23

1	船舶先取特権を生ずる債権の範囲.....	23
2	船舶先取特権を生ずる債権の順位.....	23
3	船舶先取特権の目的.....	24
4	船舶所有者に対する先取特権の効力.....	24
第3部 その他		24
第1	国際海上物品運送法の一部改正.....	24
第2	その他	24

第1部 運送法制全般について

第1 総則

商法において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- 1 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。
- 2 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。
- 3 海上運送 商法第684条に規定する船舶（第2部の第3の2(9)の非航海船を含む。）による物品又は旅客の運送をいう。
- 4 航空運送 航空法第2条第1項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第2 物品運送についての総則的規律

1 総論

商法第2編第8章第2節（物品運送）の規律について、2から11までのような見直しをした上で、別段の定めがある場合を除き、これらを陸上運送、海上運送及び航空運送のいずれにも適用するものとする。

2 物品運送契約

物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

3 荷送人の義務

(1) 送り状の交付義務

商法第570条の規律を次のように改めるものとする。

ア 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面（以下「送り状」という。）を交付しなければならない。

(ア) 運送品の種類

(イ) 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

(ウ) 荷造りの種類

(エ) 荷送人及び荷受人の氏名又は名称

(オ) 発送地及び到達地

イ 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に

記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

(2) 危険物に関する通知義務

ア 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品であるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該物品の品名、性質その他の当該物品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないものとする。

イ 荷送人がアに規定する通知義務に違反したときは、運送人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その違反が荷送人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 運送賃及び留置権

(1) 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならないものとする。

(2) 運送人の留置権に関する規律（商法第589条、第562条）を次のように改めるものとする。

運送人は、運送賃、付随の費用及び立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

5 運送人の損害賠償責任

(1) 運送人の責任原則

商法第577条の規律を次のように改めるものとする。

運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間に当該運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が当該運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(2) 高価品に関する特則の適用除外

明告されない高価品について運送人が免責される旨の規律（商法第578条）は、次に掲げる場合には適用がないものとする。

ア 運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。

イ 運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着（以下「運送品の滅失等」という。）が生じたとき。

(3) 相次運送

陸上運送の相次運送人に関する規律（商法第579条，第589条，第563条）は，海上運送及び航空運送について準用するものとする。

6 荷受人の権利

荷受人の権利に関する規律（商法第582条第2項，第583条第1項）を次のように改めるものとする。

- (1) 荷受人は，運送品が到達地に到着し，又は運送品の全部が滅失したときは，運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。
- (2) (1)の場合において，荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは，荷送人は，その権利を行使することができない。

7 運送品の供託及び競売

商法第585条から第587条までの規律を次のように改めるものとする。

- (1) 次に掲げる場合には，運送人は，運送品を供託することができる。
 - ア 運送人が荷受人を確認することができないとき。
 - イ 荷受人が運送品の受取を拒み，又はこれを受け取ることができないとき。
- (2) (1)の場合において，運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず，荷送人がその指図をしないときは，運送人は，その運送品を競売に付することができる。ただし，(1)イの場合にあっては，運送人が荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し，かつ，その期間の経過後に上記の荷送人に対する催告をしたときに限る。
- (3) 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は，(2)の催告をしないで競売に付することができる。
- (4) (2)及び(3)により運送品を競売に付したときは，運送人は，その代価を供託しなければならない。ただし，その代価の全部又は一部を運送賃，付随の費用又は立替金に充当することを妨げない。
- (5) 運送人は，(1)から(3)までに従って運送品を供託し，又は競売に付したときは，遅滞なく，荷送人（(1)イの場合にあっては，荷送人及び荷受人）に対してその旨の通知を発しなければならない。

（注）この改正に伴い，商法第754条を削除するものとする。

8 運送人の損害賠償責任の消滅

- (1) 運送品の受取による責任の消滅

ア 商法第588条第1項の規律を次のように改めるものとする。

運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から2週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。

イ 下請運送人の責任について、次のような規律を設けるものとする。

運送人が更に下請運送人に対して運送を委託した場合における運送品に関する下請運送人の責任は、荷受人がアのただし書の通知期間内に運送人に対して通知を発したときは、下請運送人の責任に係る通知期間が満了した後にあっても、運送人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日までは、消滅しない。

(2) 裁判上の請求がない場合の責任の消滅

消滅時効に関する規律（商法第589条、第566条）を次のように改めるものとする。

ア 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日）から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

イ アの期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

ウ ア及びイのほか、国際海上物品運送法第14条第3項と同様の規律を設ける。

9 不法行為責任との関係

運送契約に基づく責任と不法行為に基づく責任との関係について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 商法第578条（高価品）及び第580条（損害賠償額の定額化）並びに8（運送人の損害賠償責任の消滅）の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

(2) (1)により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が減免される場合には、その責任が減免される限度において、当該運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も減免される。ただし、運送人の被用者の故意又は重

大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、この限りでない。

10 複合運送

複合運送契約に関し、物品運送についての総則的規律の適用があることを前提に、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合にそれぞれの物品運送契約ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。
- (2) (1)の規定は、陸上運送であってその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

11 貨物引換証

商法第571条から第575条まで及び第584条を削除するものとする。

第3 旅客運送についての総則的規律

1 総論

商法第2編第8章第3節（旅客運送）の規律について、2から4までのような見直しをした上で、これらを陸上運送、海上運送及び航空運送のいずれにも適用するものとする。

2 旅客運送契約

旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

3 旅客に関する運送人の責任

- (1) 旅客に関する運送人の責任について、次のような規律を設けるものとする。

ア 運送人の損害賠償の責任（旅客の生命又は身体の侵害によるものであって、運送の遅延を原因としないものに限る。）を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

イ アの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (7) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれ

がある場合において運送を行うとき。

(イ) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(2) 商法第590条第2項を削除するものとする。

4 旅客の携帯手荷物に関する運送人の責任

商法第592条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物(身の回り品を含む。)の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。

(2) 商法第580条(損害賠償額の定額化)並びに第2の8(運送人の損害賠償責任の消滅)及び9(不法行為責任との関係。ただし、高価品に関する部分を除く。)の規定は、(1)の運送人の責任について準用する。

第2部 海商法制について

第1 船舶

1 船舶の所有

(1) 総則

ア 発航の準備を終えた船舶に対する差押え等の許容

商法第689条の規律を次のように改めるものとする。

差押え及び仮差押えの執行(仮差押えの登記をする方法によるものを除く。)は、航海中の船舶(停泊中のものを除く。)に対してはすることができない。

イ 船舶の国籍を喪失しないための業務執行社員の持分の売渡しの請求
商法第702条第2項の規律を次のように改めるものとする。

持分会社の業務執行社員の持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務執行社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。

(2) 船舶の共有

ア 損益の分配は毎航海の終わりに行う旨の規律(商法第697条)を削除するものとする。

イ 船舶管理人である船舶共有者の持分の譲渡に関する規律(商法第698条ただし書)を次のように改めるものとする。

船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の全員の承諾を得

なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

ウ 商法第9条（登記の効力）の規定は、同法第699条第3項の船舶管理人の登記について準用するものとする。

エ 毎航海の終わりに船舶管理人が航海に関する計算を行う旨の規律（商法第701条第2項）を次のように改めるものとする。

船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行い、各船舶共有者の承認を求めなければならない。

2 船舶賃貸借

船舶賃貸借について、次のような規律を設けるものとする。

船舶の賃借人であって商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取った後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負う。ただし、その損傷が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

3 定期傭船

定期傭船契約について、船舶の利用に関する契約の一つとして、次のような規律を設けるものとする。

(1) 定期傭船契約は、当事者の一方が艀装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(2) 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。

(3) 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常のコ費用は、定期傭船者の負担とする。

(4) 次の規律は、定期傭船契約に係る船舶により物品を運送する場合について準用する。

ア 危険物に関する通知義務（第1部の第2の3(2)参照）

イ 船長の違法船積品等の処分権（商法第740条）

ウ 堪航能力担保義務（商法第738条、第3の2(2)参照）

第2 船長

1 船長の責任

船長はその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しない限

り利害関係人に対して損害賠償の責任を負う旨の規律（商法第705条）を削除するものとする。

2 船長の職務

- (1) 商法第709条第1項のうち、船長は運送契約に関する書類を船内に備え置かなければならない旨の規律を削除するものとする。
- (2) 船長は毎航海の終わりに航海に関する計算をして船舶所有者の承認を求めなければならぬ等の規律（商法第720条第2項）を削除するものとする。

3 船長の権限

- (1) 船籍港外における船長の代理権に関する規律（商法第713条第1項、第715条第1項）を次のように改めるものとする。

船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

ア 船舶について抵当権を設定すること。

イ 借財をすること。
- (2) 船籍港において船長は海員の雇入れ及び雇止めをする権限を有する旨の規律（商法第713条第2項）を削除するものとする。
- (3) 船籍港外で船舶が修繕不能に至った場合に船長がこれを競売することができる旨の規律（商法第717条）を削除するものとする。

第3 海上物品運送に関する特則

1 海上物品運送契約の当事者

海上物品運送契約の一方当事者を示す用語について、商法第3編第3章第1節の規定中「船舶所有者」とあるのを「運送人」に改めるものとする。

2 航海傭船

- (1) 運送契約書の交付義務

各当事者は相手方の請求により運送契約書を交付しなければならない旨の規律（商法第737条）を削除するものとする。
- (2) 堪航能力担保義務

商法第738条の堪航能力担保義務違反による責任を過失責任に改めるとともに、その義務の内容として、国際海上物品運送法第5条第1項

各号に掲げる事由を明示するものとする。

(3) 免責特約の禁止

船舶所有者の過失若しくは船員その他の使用人の悪意重過失又は堪航能力担保義務違反により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする旨の規律（商法第739条）を削除するものとする。

ただし、運送人と船荷証券の所持人との関係については、堪航能力担保義務違反により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とするものとする。

(4) 船積み及び陸揚げ

ア 船積期間

(7) 船積みの準備が完了した場合の傭船者に対する通知（商法第741条第1項）の主体を船長に改めるものとする。

(1) 船積期間の起算点及びこれに算入しない期間（商法第741条第2項、第3項）について、日ではなく、時を基準とするものとする。

イ 陸揚期間

陸揚期間の起算点及びこれに算入しない期間（商法第752条第2項、第3項）について、日ではなく、時を基準とするものとする。

(5) 運送賃等

ア 運送賃

運送賃の定め方に関する規律（商法第755条、第756条）を削除するものとする。

イ 運送品の競売権

(7) 商法第757条を次のように改めるものとする。

運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、商法第753条第1項に定める金額の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができる。ただし、第三者がその占有を取得したときは、この限りでない。

(1) 運送人が(7)の競売権を行使しないときは運送賃等の請求権を失う旨の規律（商法第758条）を削除するものとする。

(6) 再運送契約における船舶所有者の責任

傭船者が更に第三者と再運送契約を締結した場合に船長の職務に属する範囲内では船舶所有者だけが再運送契約における債務を履行する責任

を負う旨の規律（商法第 7 5 9 条）を削除するものとする。

(7) 発航前の任意解除権

ア 商法第 7 4 5 条第 1 項を次のように改めるものとする。

発航前においては、全部航海傭船契約の傭船者は、運送賃の全額及び滞船料を支払って契約の解除をすることができる。ただし、契約の解除によって運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

イ 往復航海等の場合の任意解除に関する規律（商法第 7 4 5 条第 2 項、第 7 4 6 条第 2 項）を削除するものとする。

ウ 商法第 7 4 5 条第 4 項を次のように改めるものとする。

全部航海傭船契約の傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかったときは、運送人は、その傭船者が契約の解除をしたものとみなすことができる。

（注）一部航海傭船契約についても、所要の規定を整備するものとする。

(8) 航海傭船契約の法定終了及び法定解除権

ア 全部航海傭船契約の法定終了事由及びその場合の割合運送賃に関する規律（商法第 7 6 0 条）を削除するものとする。

イ 不可抗力による契約目的不達成等の場合における法定解除権及びその場合の割合運送賃に関する規律（商法第 7 6 1 条）を削除するものとする。

ウ 全部航海傭船契約に係る運送品の一部について運送の法令違反等の事由が生じた場合に一定の範囲で他の運送品の船積みをすることができる旨の規律（商法第 7 6 2 条）を削除するものとする。

エ 一部航海傭船契約について一定の事由が生じた場合の法定終了及び法定解除権に関する規律（商法第 7 6 3 条）を削除するものとする。

(9) 非航海船による物品運送への準用

航海傭船に関する規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。以下「非航海船」という。）によって物品を運送する場合について準用するものとする。

3 個品運送

(1) 堪航能力担保義務及び免責特約の禁止

- ア 個品運送についても、2(2)の改正を行うものとする。
- イ 商法第739条のうち、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意重過失により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする旨の規律を削除するものとする。

(2) 船積み及び陸揚げ

- ア 商法第749条第1項を次のように改めるものとする。
運送人は、荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。
- イ 荷受人が運送品を陸揚げしなければならない旨の規律（商法第752条第4項）を削除するものとする。

(3) 運送賃等

- ア 運送賃等支払義務に関する商法第753条第1項の規定を個品運送契約に適用するに当たっては、滞船料に係る部分を適用しないものとする。
- イ 個品運送についても、2(5)の改正を行うものとする。

(4) 発航前の任意解除権

- 個品運送における発航前の任意解除に関する規律（商法第750条、第748条、第745条第1項）を次のように改めるものとする。
- ア 発航前においては、荷送人は、運送賃の全額を支払って契約の解除をすることができる。ただし、契約の解除によって運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。
- イ アの規定は、運送品の全部又は一部の船積みがされたときは、適用しない。
- ウ イに規定する場合であっても、発航前においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得たときは、運送賃の全額を支払って契約の解除をすることができる。この場合においては、アのただし書の規定を準用する。

(5) 個品運送契約の法定終了及び法定解除権

- 個品運送契約について一定の事由が生じた場合の法定終了及び法定解除権に関する規律（商法第763条）を削除するものとする。

(6) 非航海船による物品運送への準用

個品運送についても、2(9)の改正を行うものとする。

4 船荷証券等

(1) 船荷証券の交付義務

商法第767条及び第768条の規律を次のように改めるものとする。

ア 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。

イ 受取船荷証券が交付されたときは、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

ウ ア及びイの規定は、運送品について既に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(注) (1)から(6)までの改正に伴い、国際海上物品運送法第6条から第10条までを削除し、同法第1条の物品運送に係る船荷証券についても商法中の船荷証券に関する規定を適用するものとする。

(2) 船荷証券の作成

商法第769条の規律を次のように改めるものとする。

ア 船荷証券には、次に掲げる事項（受取船荷証券にあっては、(キ)及び(ク)の事項を除く。）を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(ア) 運送品の種類

(イ) 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

(ウ) 外部から認められる運送品の状態

(エ) 荷送人又は傭船者の氏名又は名称

(オ) 荷受人の氏名又は名称

(カ) 運送人の氏名又は名称

(キ) 船舶の名称

(ク) 船積港及び船積みの年月日

(ケ) 陸揚港

(コ) 運送賃

(サ) 数通の船荷証券を作成したときは、その数

(シ) 作成地及び作成の年月日

イ 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、ア(キ)及び(ク)の事項をも記載しなければならない。

(3) 船荷証券の謄本の交付義務

商法第 770 条を削除するものとする。

(4) 船荷証券を発行する場合の荷送人の通知等

船荷証券を発行する場合の荷送人の通知等に関し、次のような規律を設けるものとする。

ア (2)ア(7)及び(イ)の事項は、その事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があつたときは、その通知に従って記載しなければならない。

イ アのほか、国際海上物品運送法第 8 条第 2 項及び第 3 項と同様の規律を設ける。

(5) 船荷証券の文言証券性

船荷証券の文言証券性に関する規律（商法第 776 条，第 572 条）を次のように改めるものとする。

運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。

(6) 船荷証券を数通発行した場合の取扱い

二人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求した場合等における運送品の義務供託に関する規律（商法第 773 条）を権利供託に関する規律に改めるものとする。

(7) 複合運送証券

複合運送証券について、次のような規律を設けるものとする。

ア 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければな

らない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があった旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

イ 船荷証券に関する規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、(2)アの規定中「除く。）」とあるのは、「除く。）」並びに発送地及び到達地」と読み替えるものとする。

5 海上運送状

海上運送状について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。
- (2) 海上運送状には、船荷証券の記載事項（4(2)ア参照）と同様の事項を記載しなければならない。
- (3) (1)の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。
- (4) (1)から(3)までの規定は、運送品について既に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

(注) 5の規律の新設に伴い、国際海上物品運送法第13条第3項の規律を次のように改めるものとする。

運送品がコンテナ等を用いて運送される場合における運送人の責任の限度額に関する規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

第4 海上旅客運送

商法第777条から第787条までを削除するものとする。

第5 共同海損

1 共同海損の成立等

- (1) 共同海損の成立及び共同海損となるべき損害又は費用

商法第788条第1項及び第794条第1項の規律を次のように改め

るものとする。

ア 船舶及び積荷その他の船舶内にある物（以下「積荷等」という。）に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分（以下「共同危険回避処分」という。）によって生じた損害及び費用は、共同海損とする。

イ 共同海損となる損害の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額によって算定する。ただし、(イ)及び(エ)に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。

(ア) 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格

(イ) 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

(ウ) 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格

(エ) 運送賃 陸揚げの地及び時において請求することができる運送賃の額

(注) (エ)の規律の新設に伴い、商法第764条第3号を削除するものとする。

(2) 特別な場合の取扱い

ア 商法第795条第1項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。

船荷証券その他積荷の価格を評定するに足る書類（以下「価格評定書類」という。）に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によって定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

イ 商法第793条第1項及び第2項並びに第794条第2項の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。

(ア) 次に掲げる物に加えた損害。ただし、cにあっては第1部の第2の5(2)アに掲げる場合を、dにあっては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。

a 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷

b 船積みの際して故意に虚偽の申告がされた積荷

c 高価品である積荷であって、荷送人又は傭船者が運送を委託す

るに当たりその種類及び価額を通知していないもの

d 甲板上の積荷

e 属具目録に記載がない属具

(イ) 第7の5の特別補償料

ウ 商法第792条ただし書を削除するものとする。

2 共同海損の分担

(1) 共同海損の分担額

商法第789条、第790条及び第792条本文の規律を次のように改めるものとする。

ア 共同海損は、次に掲げる者（船員及び旅客を除く。）がそれぞれに定める額の割合に応じて分担する。

(ア) 船舶の利害関係人 到達の地及び時における当該船舶の価格

(イ) 積荷の利害関係人 aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額

a 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

b 共同危険回避処分の時にaに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送賃その他の費用の額

(ウ) 積荷以外の船舶内にある物（船舶に備え付けた武器を除く。）の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格

(エ) 運送人 aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額

a (イ) bに規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額

b 船員の給料その他の航海に必要な費用（共同海損となる費用を除く。）のうち、共同危険回避処分の時に船舶及び(イ) aに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額

イ ア(ア)から(ウ)までに定める財産の額については、共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に当該財産について必要費又は有益費を支出したときは、その費用（共同海損となる費用を除く。）の額を控除した額とする。

ウ アに規定する者が共同危険回避処分によりその財産につき損害を受けたときは、アに定める額は、その損害の額（当該財産についてイに規定する必要費又は有益費を支出した場合にあっては、その費用（共同海損となる費用に限る。）の額を超える部分の額に限る。）を加算した額とする。

(2) 特別な場合の取扱い

ア 商法第795条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。

価格評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることとなるときも、同様とする。

イ 商法第793条第3項を削除するものとする。

3 その他

(1) 共同危険回避処分に係る船舶等が回復した場合に関する規律（商法第796条）を削除するものとする。

(2) 準共同海損に関する規律（商法第799条）を削除するものとする。

第6 船舶の衝突

1 船舶所有者間の責任の分担

商法第797条を次のように改めるものとする。

船舶と他の船舶との衝突（以下「船舶の衝突」という。）に係る事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。この場合において、過失の軽重を定めることができないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担する。

2 消滅時効

商法第798条第1項のうち、船舶の衝突によって生じた債権の消滅時効に関する規律を次のように改めるものとする。

船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権（財産権が侵害されたことによるものに限る。）は、不法行為の時から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 規律の適用範囲

(1) 船舶の準衝突

船舶の衝突に関する規定は、船舶の準衝突（船舶がその航行若しくは

船舶の取扱いに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある者若しくは物に損害を加えた事故）について準用するものとする。

(2) 非航海船との衝突及び準衝突

船舶の衝突及び準衝突に関する規定は、船舶と非航海船との事故について準用するものとする。

第7 海難救助

1 任意救助及び契約救助

商法第800条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 船舶又は積荷等の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者（以下「救助者」という。）は、契約に基づかないで救助したときであっても、その結果に対して救助料を請求することができる。
- (2) 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わってその救助に係る契約を締結する権限を有する。

2 救助料の額

- (1) 救助料につき特約がない場合において、その額につき争いがあるときにおける救助料の額の決定に際して裁判所が考慮すべき事情（商法第801条）中、「救助のために要した労力及び費用」に海洋の汚染の防止又は軽減のためのものを加えるものとする。
- (2) 商法第803条第1項の規律を次のように改めるものとする。

救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額（救助された積荷の運送賃の額を含む。）の合計額を超えることができない。
- (3) 救助料の額は救助された財産の価額から先順位の先取特権者の債権額を控除した額を超えることができない旨の規律（商法第803条第2項）を削除するものとする。
- (4) 商法第809条のうち、過失によって海難を発生させた場合及び救助した物品を隠匿し又はみだりに処分した場合に係る規律を削除するものとする。

3 債権者間における救助料の割合

商法第805条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 救助に従事した船舶に係る救助料については、その3分の2を船舶所有者に支払い、その3分の1を船員に支払わなければならない。

- (2) (1)に反する特約で船員に不利なものは、無効とする。
 - (3) 救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、商法第801条の規定を準用する。
 - (4) 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、商法第804条の規定を準用する。
 - (5) 救助者が救助することを業とする者であるときは、救助料の全額をその救助者に支払わなければならない。
- (注) (4)の改正に伴い、商法第806条から第808条までの規定中「船長」を「船舶所有者」に、「海員」を「船員」に改めるものとする。

4 船長の法定代理権及び法定訴訟担当

- (1) 商法第811条第1項及び第2項本文の規律を次のように改めるものとする。
 - ア 任意救助の場合には、救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わって、その支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - イ 任意救助の場合には、救助された船舶の船長は、救助料に関し、救助料の債務者のために、原告又は被告となることができる。
 - ウ ア及びイの規定は、救助に従事した船舶の船長について準用する。この場合において、これらの規定中「債務者」とあるのは、「債権者（当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。）」と読み替えるものとする。
- (2) 商法第811条第2項ただし書を削除するものとする。

5 海洋環境の保全に係る特別補償料

海洋汚染をもたらす船舶の救助に従事した場合について、次に掲げる規律を設けるものとする。

- (1) 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者（以下「汚染船舶救助従事者」という。）は、特約がないときは、船舶所有者に対し、当該措置として必要又は有益であった費用（以下「特別補償料」という。）の支払を請求することができる。
- (2) 汚染船舶救助従事者がその措置により(1)に規定する障害を防止し、又

は軽減したときは、特別補償料は、当事者の請求により、(1)に規定する費用の額以上当該額に100分の30（当該額が当該障害の防止又は軽減の結果に比して著しく少ないことその他の特別の事情がある場合にあっては、100分の100）を乗じて得た額を加算した額以下の範囲内において、裁判所が定める。この場合においては、商法第801条の規定を準用する。

- (3) 汚染船舶救助従事者が同一の海難につき救助料に係る債権を有するときは、特別補償料の額は、当該救助料の額を控除した額とする。
- (4) 汚染船舶救助従事者の過失によって(1)に規定する障害を防止し、又は軽減することができなかつたときは、裁判所は、これを考慮して、特別補償料の額を定めることができる。

6 消滅時効

商法第814条の規律を次のように改めるものとする。

救助料又は特別補償料に係る債権は、救助の作業が終了した時から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。

7 規律の適用範囲

海難救助に関する規定は、非航海船又はその積荷等の救助について準用するものとする。

第8 海上保険

1 保険者が填補すべき損害

商法第817条本文の規律を次のように改めるものとする。

保険者は、海難の救助又は共同海損の分担のため被保険者が支払うべき金額を填補する責任を負う。

2 告知義務

海上保険の保険契約者になる者等の告知義務について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、危険に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならない。
- (2) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により(1)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、保険者は、海上保険契約を解除することができる。この場合においては、保険法第28条第2項第1号及び第4項並びに第31条第2項第1号の規定を準用する。

3 希望利益保険

積荷の到達によって得られる利益又は報酬の保険の保険価額に関する規律（商法第820条）を削除するものとする。

4 保険期間

海上保険の法定保険期間に関する規律（商法第821条，第822条）を削除するものとする。

5 海上保険証券

商法第823条の規律を次のように改めるものとする。

保険者が海上保険契約を締結した場合には，保険法第6条第1項に規定する書面には，同項各号に掲げる事項のほか，次に掲げる区分に応じ，それぞれに定める事項を記載しなければならない。

- (1) 船舶保険契約を締結した場合 船舶の名称，国籍，種類，船質，総トン数，建造の年及び航行区域（一の航海について船舶保険契約を締結した場合にあっては，発航港及び到達港（寄航港の定めがあるときは，その港を含む。））並びに船舶所有者の氏名又は名称
- (2) 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名称並びに貨物の発送地，船積港，陸揚港及び到達地

6 危険の変更

船長の変更は保険契約の効力に影響を及ぼさない旨の規律（商法第826条）を削除するものとする。

7 予定保険

貨物保険の予定保険に関する商法第828条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 貨物保険契約において，保険期間，保険金額，保険の目的物，約定保険価額，保険料若しくはその支払の方法，船舶の名称又は貨物の発送地，船積港，陸揚港若しくは到達地（以下「保険期間等」という。）につきその決定の方法を定めたときは，保険法第6条第1項に規定する書面には，保険期間等を記載することを要しない。
- (2) 保険契約者又は被保険者は，保険期間等が確定したことを知ったときは，遅滞なく，保険者に対し，その旨の通知を発しなければならない。
- (3) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって遅滞なく(2)の通知をしなかったときは，貨物保険契約は，その効力を失う。

8 保険者の免責

- (1) 商法第829条の規律を次のように改めるものとする。

保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負わない。

ア 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によって生じた損害

イ 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失（責任保険契約にあっては、故意）によって生じた損害

ウ 戦争その他の変乱によって生じた損害

エ 船舶保険契約にあっては、堪航能力担保義務に反したことによって生じた損害

オ 貨物保険契約にあっては、貨物の荷造りの不完全によって生じた損害

- (2) 少額損害等の免責に関する規律（商法第830条）を削除するものとする。

9 填補の範囲等

- (1) 貨物の損傷の場合における填補額の計算方法に関する規律（商法第831条）を次のように改めるものとする。

保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は、アに掲げる額のイに掲げる額に対する割合を保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に乗じて得た額を填補する責任を負う。

ア 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかったとした場合の当該貨物の価額から損傷又は一部滅失後の当該貨物の価額を控除した額

イ 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかったとした場合の当該貨物の価額

- (2) 航海の途中に不可抗力により保険の目的物である貨物を売却した場合において買主が代価を支払わないときは保険者がその支払義務を負う旨の規律（商法第832条第2項）を削除するものとする。

10 委付

保険委付に関する規律（商法第833条から第841条まで）を削除するものとする。

第9 船舶先取特権及び船舶抵当権等

1 船舶先取特権を生ずる債権の範囲

- (1) 商法第842条第1号（競売費用及び競売手続開始後の保存費の船舶先取特権）を削除するものとする。
- (2) 商法第842条第2号（最後の港における保存費等の船舶先取特権）を削除するものとする。
- (3) 商法第842条第8号（船舶がその売買又は製造後に航海をしていない場合におけるその売買又は製造及び艀装によって生じた債権並びに最後の航海のための艀装，食料及び燃料に関する債権の船舶先取特権）を削除するものとする。
- (4) 商法第842条の船舶先取特権に，船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権を加えるものとする。
（注）この改正に伴い，船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「船主責任制限法」という。）第95条第1項の船舶先取特権の被担保債権の範囲から，同法第2条第1項第5号に規定する人の損害に関する債権を削除するものとする。
- (5) 国際海上物品運送法第19条（再運送契約に基づく損害賠償請求権の船舶先取特権）を削除するものとする。

2 船舶先取特権を生ずる債権の順位

船舶先取特権を生ずる債権の順位に関する規律（商法第842条，船主責任制限法第95条第2項）を次のように改めるものとする。

- 第1順位 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権（1(4)参照）
- 第2順位 救助料に係る債権，船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権（商法第842条第5号）
- 第3順位 航海に関し船舶に課された諸税に係る債権，水先料又は引き船料に係る債権（商法第842条第3号，第4号）
- 第4順位 航海を継続するために必要な費用に係る債権（商法第842条第6号）
- 第5順位 雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権（商法第842条第7号）
- 第6順位 船主責任制限法第2条第1項第6号に規定する物の損害に関する債権（同法第95条第1項）

3 船舶先取特権の目的

船舶先取特権の目的（商法第842条）から未収運送賃を削除するものとする。

（注）この改正に伴い，商法第843条及び第844条第3項を削除するとともに，救助料に係る債権の船舶先取特権は，救助の時に発生していた他の船舶先取特権に優先する旨の規律を設けるものとする。

4 船舶所有者に対する先取特権の効力

商法第704条第2項の規律は，定期傭船について準用するものとする。

第3部 その他

第1 国際海上物品運送法の一部改正

国際海上物品運送法第13条第1項の規律を次のように改めるものとする。

運送品に関する運送人の責任は，次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

- (1) 滅失等に係る運送品の包又は単位の数に1計算単位の666.67倍を乗じて得た金額
- (2) (1)の運送品の総重量について1キログラムにつき1計算単位の2倍を乗じて得た金額

第2 その他

その他所要の規定を整備するものとする。